

(別紙) パブリックコメント結果

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成26年6月26日から7月25日まで
 意見提出数：20人・125件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	(1)総論 関係 総論関係	放課後児童健全育成事業は子ども子育ての支援であるが、最終目的は少子化対策である。そのため「全ての」児童を対象に対応できなければ、安心して子どもを産んだり、育てたりできない。「全ての児童」が対象であることは児童福祉法第一条からも明らかである。「全ての児童」を対象に運営することを明示ください。もし、明示をしない場合は一部の児童のみを対象とする合理的な理由をご教示ください。	放課後児童健全育成事業は児童福祉法第六条の三において対象児童を規定しています。
2		本基準案は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第63号）（以下、省令）を基に定義されていると思われませんが、省令の第3条2項に「市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」と記載されており、本基準案にも「常に向上させるように努める」という規定が必要ではないでしょうか。	
3		省令の第四条の記載 第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。に対応する「基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない」という規定は本基準案にも必要ではないでしょうか。	厚生労働省令の趣旨や最低基準については規定する必要があると認識しております。
4		小金井市学童保育にはすでに運営基準が策定されており、全国に誇れる質の高い保育をおこなっています。小金井市が行政、保護者とともに培ってきた貴重な財産といえると思います。この財産が損なわれることがないように、切に願います。 第4条第1項「放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上しなければならない」と記されているように、もともとあった運営基準をさらに向上させるような基準を策定していただくよう、お願いいたします。	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
5		「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）に記載された（趣旨）（最低基準の目的）（最低基準の向上）（最低基準と放課後児童健全育成事業者）の項目（第1条～第4条）を市の基準に規定してください。	

6	(1) 総論 関係	総論関係	<p>第4条第2項に「最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない」とある。放課後児童支援員の数現状の「1所運営では正規職員2人、非常勤嘱託職員1人、2所運営では正規職員2人、非常勤嘱託職員3人を基本とし、弾力的運営を図ることとし、入所児童数及び障がいのある児童の入所数に応じて非常勤嘱託職員または臨時職員を配置している。」を国基準どおりにするのは低下に当たる。「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）の指導員員数は日本全国のさまざまな状況の放課後児童健全育成事業を鑑みての記述であり、この員数を確保することで国が何らかの保証をするわけではないと内閣府の人も言っていました。条例制定時に国の最低基準を理由として、小金井市の設備又は運営を低下させるのは違法です。</p>	<p>この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。 市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。</p>
7			<p>「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）に記載された（最低基準）に「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」を加筆してください。</p>	
8			<p>省令の第五条には、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつきとの記載があります。小金井市学童保育所条例の第3条には、第3条 学童保育所は、第1学年から第3学年までの学童で、次の各号の一に該当する者を保護者の申請に基づいて保育指導する。ただし、心身に障害を有する学童については、第4学年までの者とする。（1）保護者の労働、疾病等の理由により適切な保育を受けられない者（2）その他市長が入所を適当と認めた者との記載があります。対象者の記載について、小金井市のこれまでの条例と対象児童の範囲が異なると思われませんが、本基準案に対象児童の範囲は現行の条例のままとの理解でよろしいでしょうか。それとも、省令の第五条の後半は、本基準案の（1）①の1項目目と同じです。本基準案の同項目には、「国基準通り」との記載がありますが、記載がない部分も含め、国基準の第五条の基準と同じという意味になりますでしょうか。</p>	<p>平成24年8月の児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、本基準上では、対象児童を1～3学年までと制限することをいたしません。（国基準と同じ） ただし、市立学童保育所では、現在の事業内容や対象児童範囲でも希望者が多数であることを鑑み、現行の考え方により調整させていただく方向です。</p>
9			<p>市民にパブリックコメントを求めるのに添付の表は情報不足であると思うが情報開示方法に問題があるのでは？今後もこのような調子で行っていくのでしょうか？小金井市議会で十分な議論はされていると市議会議員が判断していると考えてよろしいか？</p>	<p>国基準骨子につきましては、基準の主旨を記載しております。 策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
10			<p>学童保育は福祉法として制定されているとおおり、社会的弱者にとって、よりどころとなるべきものだと思っています。市民一般にとって理解の得られる条例であることはもとより、いざというときに弱者が頼れる条例として策定していただくことを強く望みます。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

11	(1)総論 関係	放課後児童健全育成 事業者の一般原則等	省令の第五条の第2項と比べると、十分配慮→配慮 一人一人の人格を尊重→人格を尊重 のように、より強調している言葉を意図的に削除しているように見られます。これは、「参酌」の結果、十分配慮しなくてよい 一人一人個別には対応しなくてよい という結論になったので文言を削除したという理解もできますが、そのようなことではないとの理解でよろしいでしょうか。誤解を招くので、そのような文言の削除は行うべきではないと考えます。	国基準骨子につきましては、基準の主旨を記載しており、基準の全文を記載しているものではありません。 策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
12			省令の第五条の第3項と比べると、運営の内容を適切に説明→運営の内容を説明となっており、「適切に」が削除されております。適切な説明でなくてよいとの意図での文言削除ではないことを確認したい。誤解を招くので、そのような文言の削除は行うべきではないと考えます。	
13			省令の第六条のこれに対する不断の注意との文言が抜け落ちている。「不断の注意」は必要だと思うので、意図的な削除でないことを確認したい。誤解を招くので、そのような文言の削除は行うべきではないと考えます。	
14			結果の公表はどのような形で行うのか明記すべき。保育所で行われている第三者評価機関が介入するようには持っていないのか？保護者からお金を貰うのであれば責任感を持って対応してほしい。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。 市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。
15			結果の公表を義務付けてほしい。また利用者からも放課後児童健全育成事業者に対して意見を言える場を用意してほしい。	
16			その評価については第三者委員会などを設定し、内部以外の評価査定、その公表がされるようになると質の担保ができるのではないかと考えます。	
17			現状で達成できていない項目なのに、「国基準どおり」の意味が分からない。「国基準を達成できず」とか、「国基準を下回る」が正しい表現である。それとも条例改正後は「結果を公表する」ことを義務付けるという意味か。	
18			今後、学童の受け入れ窓口は更に拡大する。今現在、地域社会との交流、及び連携が取れているのか疑問である。また、運営内容の説明はどのような形で行っていくのか？地域住民に理解と協力を求める姿勢が必要なのは？	

19	(1)総論 関係	職員の一般的要件等	省令の第八条の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保と比べると、「その資質の向上のための」という重要な文言が抜け落ちている。ただ研修をやればよいという意図的な削除でないことを確認したい。誤解を招くので、そのような文言の削除は行うべきではないと考えます。	国基準骨子につきましては、基準の主旨を記載しており、基準の全文を記載しているものではありません。策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
20			職員の要件で、出来る限り・・・だと、規定が曖昧すぎる。資格と、職員に占める割合をはっきりさせて明記するべきでは？	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。
21			市では研修をどのように行っているのか？学童が多様化するので、それに合わせた職員のスキルアップが必要。市が積極的に関与して研修の機会を設けるべき。	市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。
22			指導員の教育は全ての指導員に保障され、かつ義務であることが必要と考えます。市ではどのように考えていますか。またそれはどのような手段、法的根拠で保証していますか？ご教示ください。	なお、指導員研修については、現在国が検討中です。
23			文章がおかしい 「事業者の」→「事業者は」	「事業者は」の誤りです。訂正してお詫びします。
24	(2)設備 関係	放課後児童健全育成事業所に設ける設備	各学童施設に静養専用のスペースを確保してください。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。なお、市立学童保育所9施設には静養室があります。
25			現状、弾力的な運用をして、定員をオーバーして1年から3年の全員入所が確保されているのは利用者父母としてとてもありがたいことと感謝しております。経過措置等を設けるとなっておりますが、定員を守る方向ではなく、増設し、希望者が全員入所できることを継続するのが、省令の趣旨を守ることだと感じます。今後も新しく制定した基準を守るために、入所できない児童が出ないように運営していくことが重要ではないでしょうか。	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
26			国基準は1.65かもしれないが、小金井市ではこの基準に従う必要がない。現状で、基準定員を超えても希望者全員受け入れてもらえることが小金井学童の特徴であり、素晴らしい点であった。この項目は「参酌」であり、地域の実情に応じて異なる内容を定められるのだから、1.65にこだわらずこれまで通りの運用を続けるべきである。一方で、利用者が増えているのも事実なので、施設の増設は計画的に実施していただきたい。	
27			現在、小金井市の学童保育所では一部で大規模化の傾向が顕著になっております。また、今後5年間の学童保育利用者数も他の年齢層と比較して突出して増加傾向が予測されております。1～3年生の希望者全入を求めると共に、大規模化対策や安全な保育環境の実現をお願い致します。	

28	(3)職員 関係	放課後児童健全育成 事業に従事する者	国基準骨子の文中にある「放課後児童支援員」とは、現在の学童保育所の正規の指導員のことか。また、「補助員」とは、非常勤嘱託職員のことか。	現在の市立学童保育所において、学童保育指導員は正規職員及び非常勤嘱託職員を指します。臨時職員は学童保育指導員の補助員を指します。
29			「支援員」の資格にはいろいろな条件が示されているが、「補助員」は特に縛りはないのか。(何の資格も必要ないのか。)	補助員については、省令上の記載はありません。
30			現状の配置人数と同様の配置をしてほしい。	
31			指導員の要員配置等、減員となるのは望ましくない。	
32			かつての正規職員は1事業所あたり3人とのことだった。いまは2名で、今度は一名になるのか？これで質を確保できる合理的な根拠を示してください。	
33			現在の小金井市の学童保育所の現状は、大半が、国基準骨子の「1所あたりおおむね40人以下」より多い定員となっているため、支援員の数について現在とどう変わるのか非常に分かりにくい。 小金井市の学童保育は、他の自治体や他県からも見学者が来るほど素晴らしい保育をしていただいている、感謝している。「国基準どおり」という言葉のもと、現状よりも職員配置が薄くなる(後退する)ようなことのないように、切に希望する。特に、国基準骨子では、障がいのある児童についてはどこにも何ら触れられていない。触れられていない＝障がい児枠の撤廃と考えるが、職員配置については従来どおり、「入所児童数及び障がいのある児童の入所数に応じて」、適宜加配をしていただくように、切に希望する。たとえ子どもに障がいがあっても、近所の人たち、近所の子らと関わって、地域で子育てをしたいというのが保護者の切なる願いである。また、たとえ障がいのある子供を授かったとしても、その保護者である私たち親自身が、自分らしく生きるために、また生活のために今までどおり仕事を続けたいと願うのも当然のことである。すべての公立小中学校に障がい児を受け入れる体制が整わない中、学童保育所は、上記のような保護者の希望を叶えるための大きな一助となっている。現在、はっきりと診断名はつかずとも、いわゆるグレーゾーンと呼ばれる子も含めると、何らかの発達の問題を抱えている子の割合は非常に高い。「この子は支援学校・支援学級在籍だから加配が必要、この子は通常級に在籍しているから必要ない…」ということではなく、保護者、現場の職員の声をよく聞き、臨機応変に一人一人のニーズに合わせて加配等の支援していただけるよう、切に希望します。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。 市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。
34			放課後児童支援員を各箇所毎に2名以上配置するとともに、必要に応じて加配職員を配置するとして下さい。特に、障がい児の受け入れに関して弾力的な運用も強く求めます。	
35			国基準骨子では2名、小金井市の現状はそれを上回っているのだから本市基準案は「国基準どおり」ではなく、「国基準を上回る」ではないか。仮に民間委託する場合にも、現状と同じ職員数を維持してほしい。	

36	(3)職員 関係	放課後児童健全育成 事業に従事する者	おおむね40人の基準が現状で明らかに達成できていないにも関わらず「国基準どおり」はおかしい。誰がどう見ても「国基準を下回る」である。もし施設改修等の計画があるなら「経過措置」も納得できるが、そうでないなら、小金井独自で各施設毎に基準を定めるのが現実的な対応ではないか。	「国基準どおり」とは今回策定する小金井市の条例において、国の参酌基準どおりに規定するという意味であり、現状について示しているものではありません。
37			運営基準では「いずれかの資格を有する者保育士、幼稚園教諭、学校教諭、社会福祉主事等」と記載されていて、国基準骨子とは異なる。さらに、国基準骨子自体も、本来であれば（厚生労働省令第六十三号によると）9項目あるはず。基本的には現状で満足しているので、小金井市ではあえて資格要件を広げる必要は無いと考えるが、いずれにせよ整理の上で再検討が必要では。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。
38			(利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)内の文書は不要なので、削除を希望する。指導員には業務に専念してもらわないと困る。	
39			「都道府県知事が行う研修」とは、何の研修を指しているのか? 指導員採用予定者を対象とした研修が開催されているのか、説明がない。	現在、国が検討中であり、具体的な研修内容について現時点では示されておりません。
40			現在学童保育所は大規模化の傾向にあります。生活の場としての保育を考えると40人以下の小規模保育が理想であり、特に障がい児には小規模保育での安定した生活の保障が望まれます。小金井市では国基準通り、児童の数を40人以下とすると明記し、当面の間弾力的な運用をすることが出来ることとし、経過措置を設ける、とありますが、経過措置とはどのくらいの期間をお考えなのでしょうか。	経過措置につきましては、当分の間とする予定です。
41		経過措置の期限を明記してください。		
42		事業所の利用者人数が40名を超えた場合、どの段階で分割・新設等の対応策を取るのか明示ください。		
43			基準定員については、弾力的な対応は当面ではなく原則継続でいいと思おう。	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
44			学童保育所の職員について、有資格者だけでなく、経験を加味した採用になっていることはよいと思います。それ(学童保育所)以外の事業の職員についても資格や筆記試験だけでなく現場経験のあることがポイントになる採用も取り入れてほしいと思います。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
45			学童保育所の職員についてですが、有資格者だけでなく、経験を加味した採用になっていることは良いことだと思います。放課後健全育成事業に類似する事業に従事したものの説明として厚生労働省から留意事項が出ており、「プレーパーク」や「民間学童」など児童福祉法上の放課後児童健全育成事業の届け出のない類似の事業とあります。保育の質を高めるには職員の資質が大切かと思えます。その採用においては面談や筆記試験だけでなく、実際に子どもとの対応を通して採用等が決定されるような仕組みが必要だと思います。	

46	(4)その他	その他の運営基準	省令の第十二条は、(虐待等の禁止)となっており、単なる虐待ではなく、虐待を含む利用者の心身に有害な影響を与える行為を禁止している。虐待という単純な文言ではなく、もう少し広い、省令の記述の方が適切ではないでしょうか。	国基準骨子につきましては、基準の主旨を記載しており、基準の全文を記載しているものではありません。 策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
47			省令の第十三条の第3項の～医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。と比べると「適正に」という文言が抜け落ちている。意図的な削除でないことを確認したい。誤解を招くので、そのような文言の削除は行うべきではないと考えます。	
48			省令の第十七条の第2項の市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。と比べると「当該指導又は助言に従って」という文言が抜け落ちている。意図的な削除でないことを確認したい。誤解を招くので、そのような文言の削除は行うべきではないと考えます。	
49			省令の第二十一条の事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。と比べると「速やかに」という重要な文言が抜け落ちている。「速やかに」行うのはあたりまえだと思うので、意図的な削除でないことを確認したい。誤解を招くので、そのような文言の削除は行うべきではないと考えます。	
50			現状は※1の学童保育所運営基準で対応済みとなっております。国籍についての記載はあると思いますが、信条又は社会的身分についての明記している箇所を見つけられませんでした。基準案の資料は、一部対応でも現状に※1を記載して、運営基準で対応済みとしているのでしょうか。	
51	経過措置	苦情及び要望の受け付ける・・・として、苦情の文面を付け加えた方が良いと思う。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。 市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。	
52		小金井市では民間委託後も全学童保育所とも時間や日数を同じ条件で運営してほしい。したがって、「事業所ごとに定める」という文を削除してほしい。		
53		事業者は、開所時間の前後の時間に、必要な準備をする時間を設けることを明示ください。開所時間中に準備等をする事が無いようにするため。		
54		全学童にAEDの設置を求める事と、適切な処置を行えるように研修の実施をお願いします。		貴重なご意見として参考とさせていただきます。
55	(5)経過措置	経過措置	経過措置を設ける項目については、現在の状況を踏まえて規定してほしい。また、経過措置終了時に待機児童が出ないよう施設の確保についても検討してください。	策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。

56	(6)その他	その他のご意見	国基準骨子以外の基準についてなにか改正とかあるのか？	本市基準案のとおり、経過措置を設ける考えです。
57			罰則規定はどこで定められているのか？	罰則規定はありませんが、省令第17条（苦情への対応）に改善について義務規定があります。
58			小金井市ですでに策定されている小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準を決して下回る事がない基準案の策定を強く要望します。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。
59			現在、小金井市では、学童の運営基準がありますが、今回の改正で、国の基準に従うことによって、質が下回るようであれば、現行の運営基準に従うようにしてほしいです。	
60			小金井市には、すでに学童保育所運営基準があります。この運営基準のもと、いつも子供達に安定した保育を行っていただいていることを大変感謝しています。今回のパブコメ募集の基準と、従来の運営基準を比べると、従来の運営基準のほうが、より子供達に寄り添った質の高い保育を実践するための基準となっているように思います。今回意見募集を行う基準と、従来の運営基準の関係を明確にしてください。と、同時に現在の運営基準で運営が行われている公設の学童保育所は従来の運営基準での運営とすることも明記してください。	
61			小金井市学童保育所ではその保育の質を担保する「学童保育所運営基準」が作成されていますが、基準案は現運営基準よりも基準値が低いように感じられます。基準案が条例化された時、条例と学童保育所運営基準の関係性を教えてください。法的効力があるのは条例だと思いますが、となると最低基準としての条例ではなく、学童保育所運営基準の内容を反映させた条例を策定すべきではないでしょうか。ご意見をお聞かせください。	
62			現在小金井市では「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準（以下、運営基準）」が制定されております。第四条に記載のある最低基準に関する記載では、現在既に最低基準を超えて運営している場合、それを常に上回ることが義務付けられております。この度の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関しても、運営基準を下回ることの無い様に作成して下さい。尚、子ども達の事を考えた場合、公設学童に関わらず、民設学童についても同様の基準での運営が望ましいと考えております。しかしながら、民設学童を主に策定するのであれば、公設学童の基準は条例では策定しないということであり、それは、厚生労働省令第63号第3条第2項にある「市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」という趣旨を逸脱しており、この度の基準においては、公設と民設を区別して策定して頂く事を強く望みます。	
63	国は、現在基準がある場合は、その基準を下回ってはならない、と述べています。小金井市は学童保育運営基準があります。しかしながら、市が提示なされた表を拝見する限り、それを下回らない、という担保がありません。どのような条例文案で、現在の運営基準を下回らないようになさるのか、お答え下さい。			

64	(6)その他	その他のご意見	現在、小金井市の学童は市と父母会で対話を重ねながら作り上げてきた「運営基準」によって運営されていると理解していますが、示された条例案ではこの「運営基準」を満たすものになるとは思えません。「運営基準」がそのまま条例として制定されることを望みます。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。 市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。
65			現在小金井市では「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準」（以下、「運営基準」という。）が制定されております。厚生労働省令第63号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第四条は、「最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」と記載しています。この度の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関しても、運営基準を下回ることの無い様に作成して下さい。子ども達の事を考えた場合、公設学童に関わらず、民設学童についても同様の基準での運営が望ましいと考えております。同省令第63号第3条第2項にある「市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」という趣旨を実現する条例を作成することを強く望みます。	
66			全体をとおして「国基準骨子」として示された文章に主語がないから、分かりにくい。「参酌」とは、地域の実情に応じた内容が許されるという意味なのだから、「国基準どおり」ばかりではなく、国基準を上回る基準を多項目で設けてほしい。そうでなければ、市町村毎に全国各地で条例をつくる意味がない。小金井市らしさを盛り込むため、条例には「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準を遵守すること」という一文を入れてほしい。	
67			小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準（改訂版）の学童保育所保育内容が小金井市が継続して行ってきた質の確保を担保しているので、これは条文の何条で今後も担保されるのでしょうか？	
68			上記 担保されないとしたらどうしてでしょうか？ご教示ください。	
69			放課後児童健全育成事業は自治事務の中でも法律に依る義務により行う事務であるが、地方分権により主体性が市に求められるのに国の基準に従う項目ばかりなのか、いかがなものか。小金井市らしさを全面に出して下さい。市議会、市長もこの程度よいと考えているのでしょうか？	
70			将来的には児童数は減少傾向にあっても国の施策もあり、女性活躍推進が行われることにより放課後児童健全育成事業の「生活の場」を必要とする児童は増加すると考えています。民設民営の事業者も増加すると考えられるが、当初からある学童との質の差が生まれないように現状の小金井市の小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準（改訂版）を条例に反映すべきである。	
71			去年の意見交換会での質を維持するのかを検討して欲しい。もう少し毎日の保育の良さをもっと協議会で文書化なり共有化してほしいとう要望に対して「今後、ご意見を踏まえて協議会で検討していく」との回答を頂きました。その内容を条例に反映して下さい。	
72			基準案に小金井らしさを出して下さい	
73			国基準に合わせるというのはあまりにも安易ではないか？	

74	(6)その他	その他のご意見	障がい児の受け入れについて。発達障害など目に見えにくい困難を抱えた児童、肢体不自由な児童、貧困など何らかの困難を抱えた児童など、行政や地域が一体となって支えていく制度作りが必要だと思います。すべての子どもが住み慣れた地域でともに育ちあう。学童保育所が共生の理念を身を持って体験する場となることは、子どもたち、保護者にとっても意義のあることです。積極的な受け入れ態勢を整え、すべての子どもたちが地域で充実した放課後を過ごせるように制度を整えることを希望します。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。
75			「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）」（以下、基準案）を拝読させて頂きました。しかし、基準案のどこにも障がい児に関する記載がないことの原因を教えてください。	
76			国基準骨子に障がい児に関する記載がないために本市基準案にも記載がされていないのだとすれば、来年度以降予定されている学童保育所における障がい児枠の撤廃について、どのような運営を目指しているのでしょうか。	
77			小金井市として、共生社会を真に目指しているのであれば、この基準案の中にも障がい児に関する記述はあって当然と考えますが、どのようにお考えでしょうか。	
78			本基準案には、障がいのある児童に関して、何も規定されていないように思われます。小金井市の「学童保育所運営基準」には、障がいのある児童の受け入れについて記載があり、指導員について、障がいのある児童教育に関する専門的知識を持つ、または経験を有する者を配置します。という記述もあります。障がいのある児童に対しての事業者の対応、職員の対応を規定すべきではないでしょうか。対人関係に問題がある障がいのある児童もいることから、障がいに理解のない支援員、補助員は、虐待に近い行為を行う可能性も考えられます。障がいのある児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止するような規定や、障がいに関する研修を義務付けるなどの規定を盛り込むべきではないでしょうか。	
79			障害のある児童、支援を必要とする児童についての記述がないが、なぜ条例にうたわれていないのか？	
80			ハード面についてのみではなく、人と人が交流し生活していく場を提供する放課後児童健全育成事業ではソフト面の充実が必要と考えます。小金井市では現在 小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準（改訂版）により運営することで高い評価を得ているが、ソフト面についてはどこで法的担保性を確保するのでしょうか？ご教示ください。	
81			民間委託となった場合、小金井市独自の取組、良さは継承されるのか。	
82			民設民営の学童に対しても、質の高い保育を求められるよう、基準案は、学童保育所運営基準の内容を生かしたものにし、公設公営、公設民営、民設民営のどの運営形態でも同じ保育の質が提供されるようにしてください。	

83	(6)その他	その他のご意見	去年の説明会にて小金井の学童はどこでも同じサービスを受けられるとのことでした。公設公営と公設民営、民設民営の指導員の参加を義務付ける交流会、勉強会を制度として条例で定義付けてください。市内で共通の設備、運営を行うためには何らかの措置が必要と考えます。別の代替手段で行う場合はどのような方法なのか、また法的に依拠するものは何なのかご教示ください。	この基準は、最低基準を定めるもので、事業所においては常に最低基準を向上させるよう努めるものとします。 市立学童保育所においては小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準に基づき運営して参ります。
84			民間委託したところも、公営も同じサービスを提供するとあった。事業所毎という表記に危うさを感じる。各事業所がそれぞれに工夫することをとどめるわけでは無いが、基本は同じであることを明確にわかるようにすべきである。	
85			利用者、利用者の保護者、委託された団体、市の4者のそれぞれ、または複数者間に問題が発生した場合の処理運営方法（誰が、いつ、どのような方法で、どのくらいの期間で処理をするのか）を条例で決めてください。決めない場合は代わりにどのような方法で処理運営をするのか。またその処理運営方法の法的根拠はどこに依拠するのかご教示ください。	
86			条例の中に放課後児童健全育成事業の利用者、利用者の保護者で形成される父母会、委託された団体、市の責任部署（市長？）を定義付けし、4者で話し合いが出来る機関（場）を設け上記の処理をさせるのが妥当と考えます。機関を条例に盛り込んでください。盛り込まないとする場合、そうしない合理的な理由をご教示ください。	
87			責任体制（市と民間機関の関係）、連絡先などを図で視覚化していただきたい。	
88			民設民営学童の誘致はお考えですか。	
89			去年の説明会では都型学童を目指すであった。専用区画1.65㎡については学童利用者の人数が多くなっているため当面は弾力的な運用をしますが、来年度に都型学童とすることはあきらめたという理解でよろしいのでしょうか？	
90			示されている表の情報がスカスカでわからないのですが、国の基準に従うとあるが、現状の小金井市の基準との比較において全て良くなるのか？それとも一部良くなったり、悪くなったりするのか？	
91			小規模保育を実施するには学童保育の新設が必要不可欠ですが、公設公営及び公設民営学童の設置をお考えでしょうか。	
92			計画や目標を明確に示したタイムスケジュールを示してください。現段階でも当初明示されたスケジュールから遅れているのではないのでしょうか？スケジュールからずれたがお尻を帳尻合わせするのは、今後何十年も続く事業にそぐわないと考えます。	
93			学童保育の、質を維持・向上させつつ利用者人数の量的課題に対応することはどの条文での対応でしょうか？	
94			利用者人数の増加への対応は個別年度の事後的なものではなく、根拠をもって予測、事前対応をしなければ、設備・運営は困難です。どの条文で達成できますか？	

95		民間事業者が参入する場合、会社都合により契約を更新できない場合もありえる。その場合の引継ぎについて条例で決めるべきである。決めない場合は何を根拠にそのようなことが発生しないと考えるのか合理的根拠を明示ください。以前東京都、埼玉県に保育園・学童を運営していた会社が倒産したことがありました。そのようなことがないようにするは回答にならないので、そうなった場合の措置についてご教示ください。	
96		民間事業者が適切な財務状態に有ることを確認するのは事業を委託している市の義務と考えます。帳簿を作成とありますが、どの程度のものなのか不明確です。	
97		プロポーザルの仕様に父母が携わる必要はないが、業者の説明を聴き、質問し、採用の是非には携わる必要があると考えます。利用者の代弁を市ができるとは思えません。	
98		指導員と父母との連携が縮小されないようにしてほしい。特に学童父母会主催の行事（運動会など）において、子供の役割分担、出場競技の選定などを指導員にお願いしていた経緯があった。父母会の行事が滞りなく行えたのはなにより指導員の協力があったの事であり、今後もこのような協力が引続き受けられるようにしてほしい。	
99		<p>第五条第1項について、学童保育の利用者は児童福祉法改正を受け小学生までに延長されます。そのことに関して、ニーズ調査の結果も踏まえ、学年延長に対するニーズが多い事を把握しました。学保連としては、現在の保育の質を守りながら、これまで通り1～3年生の全入は継続する事を要望します。また、段階的に学年延長を目指す事が必要であると考えております。小金井市の学童保育に対する現在の取組みを前提にした場合、6年生までの受け入れを実施する事は、施設面だけを考えてみても非常に困難であると言わざるを得ません。そのため学年延長を実施するためには、新たな保育施設を拡充が必要となります。例えば段階的に学年延長を目指すとして、まずは4年生までの受け入れを検討する余地は無いのでしょうか。</p> <p>尚、仮に学年延長を実現する為に放課後子ども教室との一体化運用考えるのであれば、断固として反対致します。しかしながら、放課後子ども教室の必要性は十分に理解をしているので、それぞれが別の事業体として共存共栄が出来る事を希望します。現在の保育園待機児童や今後5年間の学童世帯増加を鑑みると、当面は放課後の子育てニーズも量的に増加することが見込まれます。そのため、学童保育のみならず児童館増設や放課後子ども教室の拡充を進め、4年生以上の受け皿を拡大して頂く事を求めます。（他に同様の意見1件）</p>	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

100	(6)その他	その他のご意見	<p>第5条第1項について。今後ますます放課後子ども事業のニーズは拡大し、現在の学童保育の制度や設備では対応できなくなる可能性が懸念されます。練馬区などで学童保育事業を撤廃し、放課後事業に一本化する動きがありますが、「放課後に保護者が不在の家庭」と「安全安心な子どもの遊び場の確保」とは、求められるものが大きく異なります。また、低学年から高学年まで、学齢によって必要とされることも変わってきます。放課後子ども事業と学童保育事業を安易に一本化することなく、すべての子どもたちが充実した放課後の居場所を確保できるよう、一人ひとりに寄り添う気持ちで、考えていくことが必要だと思います。学年延長については、子どもをまん中に、大人たちが立場を超えて協議できる環境作りを望みます。</p>	
101			<p>現在、小金井市公設の学童保育所には一年生から三年生の児童が対象となっています。今回、児童福祉法の改定により、対象を六年生までとすることとなったとおもいますが、学童保育所の増設などの検討は合わせて行っていただけるのでしょうか。少子化対策のためにも、保育所そして低学年段階での学童保育所は待機児童が出ないようにすることが必須であり、現在の低学年の受け入れでも十分な受け入れ枠があるとはいえません。学童保育所の増設と、高学年児童のための児童館の増設、空き教室を使った事業の展開など、多角的かつ早急に取り組んでください。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
102			<p>国の方針で、6年生まで学童保育所に入れることにするとのことですが、現在の小金井市の学童保育所を見る限り、施設が全く足りません。ただ、4年生以上になると、学年が上がるに従って保育が必要なくなっていくと思いますので、児童館を小学校区ごとに作って頂き、児童館の機能を拡充した形の学童保育を展開して頂きたく、要望いたします。</p>	
103			<p>4-6年生の保育拡充においては、現在の1-3年生の学童保育とは別に行っていただきたいです。</p>	
104			<p>安倍首相が、女性労働力の活用という観点から、学童保育を充実させたいとお考えを発信なさっていますが、「はたらく」ということは本人の生きがいであり、人生そのものです。一部財界人がお話しなさっているのを聞いた限りでは、「景気が良くなった」→「人手が足りない」→「女性を働かせよう」→「さらに景気が良くなる」といった観点でしかものをおっしゃっていないように感じます。小金井市は、そういった「はたらきたい人を応援する」「はたらいている人の子どもの、健全な育成を支援する」という、親子両方を支援する、言うなれば「人作り」という理念を持って、学童保育や放課後育成事業を展開して下さい。条例を作るに当たっては、理念をしっかりと作り込んで下さるよう、要望いたします。</p>	

105	(6)その他	その他のご意見	子どもたちの健やかな育ちを保障し、その環境を整備するにあたって、国に先んじて対応済み、マニュアルもあるということが大変うれしく思いました。一方で放課後児童健全育成事業は学童保育所とありますが、それ以外の居場所については子育て子育て会議では諮られないのでしょうか。たとえば、全児童対応でない小金井市の学童保育所の受け皿として、市内の小学校を利用した放課後子ども教室。直接には市の事業ではないそうですが、その環境整備においては何か一定の基準の必要性を感じますがいかがでしょうか。その他プレーパーク事業は小金井市ではまだ行っていませんが、放課後健全育成事業に類似したものと考えられます。このような場所や民間で行っているだろう事業（スポーツ団体、民間学童など）においては、何らかの方向性を市が運営に対し持つていくのか、少なくとも小金井市子どもの権利に関する条例がありますから運営に対しては指導義務などが生じるのではないかと。そのようなこともこれから会議に諮られると良いかと思えます。	
106			これは学童保育所のことしか書いてありませんが、それ以外の事業については検討されているのでしょうか。放課後子ども教室やプレーパーク、スポーツ団体が行っている事業に対しても小金井市で検討していただきたいです。	
107			常に利用の実態把握に務めることが必要です。どの条文で達成できますか？	
108			小規模保育を実現するためにどのような施策をお考えなのかご教示ください。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
109			憲法、法令はその法文の先頭に目的とする理念、理想を謳うことで、その目的を明確にします。小金井市が理想とする放課後児童健全育成事業の設備、運営のビジョンを明確に示してください。今現在対応ができないものはいつまでに対応するのか明確な日限を明示ください。（行政不服審査法第2条2項の不作为の「相当の期間」の目安を知りたいため）運営基準の小金井市学童保育所 保育理念が該当する場合は「全ての児童は」と改定ください。	
110			上記 ビジョンが明示され、達成された場合、小金井市は他の中央線沿線の市とはどのように異なる特色の市になるのでしょうか？	
111			現段階のビジョンは民間委託すると安上がりになるというもの以外にありますか？ご教示ください。	
112			利用者の保護者でつくる父母会は小金井市の放課後児童健全育成事業の円滑な利用、運営、発展のために必要と考えますが、どのように考えていらっしゃいますか？	
113			上記父母会が不要であるとする場合、どのような方法で利用者、保護者の要望確認等をしますか？	
114			上記父母会が不要である場合、課題・問題を解決するために父母の間でも議論をしてみれば短時間、2・3回では終わりません。父母会で意見を集約せずに市と利用者・保護者が個別に直接対応するとすると、現状の担当部署の吏員のみでは困難と考えますがいかが？	

115	(6)その他	その他のご意見	PDCA サイクル (PlanDoCheckAction) は事業活動における生産管理や品質管理などの管理運営業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法として一般的ですが、小金井市ではどのような手法で放課後児童健全育成事業活動を円滑にすすめるのかお示してください。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
116			Check (評価) の方法について条例で示されていませんが、当初の計画と予想が外れることは当然起こりえます。評価方法を定めてください。また評価によっては速やかな改善が必要と思われませんが、その責任者及び解決すべき期間についてはどのように検討されているでしょうか？ご教示ください。	
117			事業の評価は一義的には利用者による。二義的にはその保護者によるがそのように考えて良いのか？それとも利用者、保護者ではなく市が評価するのか。誰が評価するのかご教示ください。	
118			放課後児童健全育成事業は「生活の場」であるため相互扶助が重要と考えます。自立という言葉を使って支援は手助けを安易に削除するのはそぐわないと考えますが、どのように考えていらっしゃるでしょうか？ご教示ください	
119			放課後児童健全育成事業の質は指導員に大きく依存します。良質の指導員を確保するためには、指導員の生活設計、人生設計が可能であることが重要です。そのように考えると民間委託費は年度ごとに増加傾向を示すはずですが、どのように考えられていますか？各事業者まかせにするという回答の場合、良質の指導員確保を市が放棄していると考えます。市自体の良質な指導員確保策をご教示ください。例えば「公契約条例により担保する」など。	
120			東北大震災のような大規模災害が起こった場合、公務員ではない指導員は放課後児童健全育成事業の利用者の面倒を見ることは可能なのか？自身の家族の安否確認のために帰宅を余儀なくされた場合の対処はどのような方法で行うのか？	
121			この条例の規定に基づき命令を制定し、又は改廃をする場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができるとしてはいかがか？	
122			合理的か否かの判断する機関、及び判断期間、訴えは誰がどのような方法で行うのか？	
123			利用者の通学する小学校等と密接に連携してとあるが、不十分です。利用者によっては放課後健全育成事業は自宅近くの小学校となり、通学する小学校とは限りません。	
124			放課後健全育成事業利用者は就学小学校又は希望する小学校への入所を行えるよう明示ください。	